

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 2



責任役員

1. 責任役員の地位

責任役員は、宗教法人が必ず設置しなければならない意思決定機関です。この責任役員制度は、認証制度や公告制度とともに宗教法人法の3本の柱といわれています。

責任役員の数は3人以上で、必ず規則に記載しておかなければなりません(宗教法人法第18条1項、第12条1項5号)。

責任役員は、宗教法人の事務に関して審議します(同法第18条4項)。この責任役員による事務の決定に基づいて、代表役員が事務の執行をします。規則の定めがない限り、法人の事務は責任役員の定数の過半数で決定します。この場合、議決権は平等です(同法第19条)。責任役員の会議体については、宗教法人法は規定していません。従って持ち廻りで決めても一向に差し支えありません。しかし、責任役員が会議体を構成することは、法人運営の在り方としては一般に優れていると考えられます。

2. 総代との違い

責任役員は、宗教法人の意思決定機関ですから、かつての宗教団体法や宗教法人令に定められていた総代とは異なります。かつての総代は、住職や主管者等の補助者にすぎませんでした。また、資格も総代は檀信徒に限られていました(総代は宗教法人法には規定されていません)。しかし、責任役員は宗教法人法における信者に限られてはいません。責任役員は、信者でなくてもかまいませんので法人の管理運営に最も適した者を任意に選ぶことができるのです。

3. 責任役員の職務権限

責任役員の職務は、宗教法人の事務の決定です(同法第18条4項)。宗教法人の事務とは「礼拝の施設、その他の財産を所有し、維持運用し、宗教法人の目的達成のための(同法第1条1項)」、宗教事項以外の事項についての一切の行為をいいます。純粋な宗教上の事項は除外されますが、儀式行事執行のために用いる祭具を調達したり、布教のための印刷物を作ったりすることは、宗教上の事項に密接していますけれども、責任役員の事務に属します。

4. 規則記載事項

責任役員の職務権限は、法人規則に必ず記載しておかなくてはなりません(同法第12条1項5号)。責任役員の職務権限に属する一般事務としては

- ① 予算の作成
 - ② 決算(財産目録、貸借対照表、及び収支計算書)の承認
 - ③ 年度末剰余金の処分
 - ④ 特別財産及び基本財産の設定及び変更
- があります。

その他宗教法人法で規定されているものを右に掲げておきました。これら以外にも重要と思われる事項については、規則に記載しておくことができます。議決の方法、手続等は、各宗教法人で、それぞれ任意に規定でき、宗教法人の自主性が尊重されています。

責任役員が決める法人事務

- ① 予算の作成
- ② 決算の承認
- ③ 年度末剰余金の処分
- ④ 財産目録の作成
- ⑤ 不動産の処分
- ⑥ 借入または保証
- ⑦ 主要建物の新築・改築・増築・移築・除去・模様替え
- ⑧ 境内地の著しい模様替え
- ⑨ 境内建物及び境内地の用途変更
- ⑩ 規則の変更
- ⑪ 合併
- ⑫ 解散及び残余財産の処分
- ⑬ 事業を行う場合には、その管理運営・収益の処分

作成・監修 弁護士 長谷川正浩